

養護老人ホーム さわやか長楽荘

契約入所利用契約書

養護老人ホーム さわやか長楽荘（以下「施設」という。）を利用するにあたり、契約入所を希望する利用者（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 慈恵会（以下「事業者」という。）は、本契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者が、心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、また利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、この施設を利用させること及び本契約に定める各種支援（サービス）を提供することを約し、利用者は施設に対し、本契約の定めるところを承認し、履行することを約します。

（契約者の資格）

第2条 利用者は、居住に課題を抱える者であって、住宅確保要配慮者又は施設長が認めた者とします。

2 住宅確保要配慮者とは、居住に課題を抱えた以下のいずれかに該当する者です。

- （1）高齢者
- （2）低額所得者
- （3）障がい者
- （4）子ども（高校生相当まで）を養育している者
- （5）被災者（発災後3年以内）
- （6）東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
- （7）都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
- （8）外国人等（外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）

3 施設長が認めた者とは、何らかの事情等により現在の住居での生活に困難を伴い、施設への入所を希望している者です。

（契約期間）

第3条 契約期間は、第2項の入居開始日から第22条及び第23条に基づく契約の解除又は第24条による契約の終了がない限り、本契約に定める各種サービスを利用することができます。

2 入居開始日は、令和 年 月 日とする。

（管理運営）

第4条 施設の管理運営は、施設長がその責任において実施するものとし、利用者は施設の定める規則に従います。

(各種サービス)

第5条 事業者は利用者の求めに応じ、次のサービスを提供することができます。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴の準備
- (3) 各種生活相談及び助言
- (4) レクリエーション及び行事
- (5) 健康管理及び疾病、負傷等緊急時の援助
- (6) その他個々に必要な支援及び介護

(食事)

第6条 事業者は利用者に対し、1日3食、契約利用者の健康に配慮した食事を食堂等において提供することができます。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供します。

2 第1項に掲げる食費については、別表に定める料金表に基づき利用者より徴求します。

(入浴)

第7条 事業者は常に入浴設備を良好に管理し、入浴は週2回以上とし、定められた時間に利用できるよう入浴の準備を行うことができます。

(生活相談及び助言)

第8条 事業者は利用者の希望により、各種の生活相談に応じ、必要に応じて行政及び各相談機関への紹介手続き等の援助を行います。

(緊急時の対応)

第9条 事業者は、利用者が急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、管理体制がとれるよう配慮します。

(生活援助)

第10条 事業者は、利用者が入所後、日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、介護サービスが導入できるよう所要の措置をとるものとします。

(レクリエーション)

第11条 事業者は、利用者の生活が健康で潤いあるものとなるよう、必要な助言を行うとともに、利用者が自主的に趣味(楽しみ)、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合は、その適性と思われる行事等に協力し、便宜を供するものとします。

(利用料等)

第12条 利用料の額については、別表(重要事項説明書に定める料金表)に基づき、利用者別に算定して利用者に通知します。

(利用料等の納入)

第13条 利用者は第12条の利用料に関し、月末締め翌月15日以降に利用者に対し請求します。利用者又は身元引受人等は、翌月27日までに指定の金融機関へ口座振込又は現金による支払いにより

行うものとします。

（利用料の滞納）

第 14 条 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を1ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて支払いを催促し、期間内にその支払いがない場合には、この契約を解除する旨の催告や法的措置を講ずることができます。

2 事業者は、前項の措置を講じた上で、滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

（資料の提供）

第15条 事業者は必要に応じて、利用者へ入所時又は毎年、利用料認定に要する次の資料の提出を求めることができます。

（1）収入額の認定に必要な書類

イ 前年分の所得税確定申告の写し

ロ 確定申告のない場合は、年金通知書の写し又は所得の源泉徴収票その他収入を証明できる書類

（2）その他、事業者が指定する書類

（身元引受人）

第16条 身元引受人は、次の各号の責任を負います。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められ、身元保証人がいない場合はこの限りではありません。

（1）利用者が疾病などにより医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行する様に協力するとともに必要な手続きを行うこと

（2）契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な施設の確保等に努めること

（3）利用者が退所又は死亡した場合の身柄（遺体）及び所有物（遺留品・金品）の引受その他必要な措置を行うこと

（4）利用料等の支払いが遅延した場合、極度額200万円の範囲内で連帯して支払うこと

（造作、模様替え等の制限）

第17条 施設の居室以内外については、造作、模様替え等を行うことはできません。

2 万一、許可なく造作及び模様替えをした場合は、第18条に基づき原状回復を行うものとします。

（原状回復の義務及び費用の負担）

第18条 利用者は施設及び備品について、利用者の責に基づき汚損、破壊若しくは滅失したとき又は事業者が無断で居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復又は事業者が定める代価を支払わなければなりません。

2 利用者は、本契約を解除又は終了した場合において契約利用者の居室を事業者に明け渡すとき、修理又は取り替えを要する場合には、その費用は利用者が負担しなければなりません。

（賠償責任）

第19条 天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、

利用者が受けた損害、災難について、事業者は一切賠償責任を負わないものとします。ただし、事業者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

（長期不在）

第20条 利用者がその居室に30日以上不在となる場合には、利用者は事業者に対して予めその旨を届け出るとともに、各種費用の支払、居室の保全、連絡方法等について事業者と協議するものとします。

2 入院や外泊等により不在となる場合においても、1ヶ月ごとの居住費の支払いを求めます。

（立ち入り）

第21条 事業者は利用者の緊急事態への対応及び居室の保全、衛生、防犯、防火、その他管理上の必要があると認められるときは、利用者の承認を得ることなく居室に立ち入ることが出来ます。

（利用者からの契約解除）

第22条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

（事業者からの契約解除）

第23条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合には、予告期間をもってこの契約を解除することができます。

（1） 第14条に該当した場合

（2） 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者において十分な支援を尽くしてもこれを防止できない場合

（3） 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、事業者において十分な支援を尽くしてもこれを防止できない場合

（4） 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合

（5） 伝染病疾患などにより、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合

（6） 身体的、精神的理由により施設で生活を継続することが困難な場合

（7） 事業者が定めた利用料金の変更等に同意できない場合

（8） 利用者、利用者の家族等が従業者に対してハラスメントと認められる行為をなし、改善の見込みがない場合

（契約の終了及び処置）

第24条 本契約は、第22条及び第23条による契約の解除又は利用者が死亡したときに終了します。

2 事業者は、利用者の所有物を善良な管理の下に注意をもって保管し、利用者の身元引受人に連絡して一切の処置を行う。

3 利用者の身元引受人は前項の連絡を受けた場合は、すみやかにその所有物を引き取るものとします。また、施設は契約終了後に所有物を居室から移動させ管理することができるものとします。

4 契約終了後1ヶ月を過ぎてもなお残置された所有物については、事業者において処分できるものとします。

5 第22条及び第23条による契約解除の場合、利用者は契約終了日までに居室を施設に明け渡すこと。明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日までの利用料金等を事業者を支払うものとします。

（居室の変更）

第25条 事業者は、利用者が次のいずれかに該当するときは、居室の変更をすることができます。

- （1） 利用者の心身状態の変化等により、居室を変更することが適当と認められたとき
- （2） その他、利用者からの申し出も含め、施設が必要と認めるとき

2 前項の居室の変更は、予め事前に利用者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（個人情報の保護）

第26条 事業者は、社会福祉法人慈恵会 個人情報管理規程に基づき、利用者、利用者の後見人等、利用者の家族又は身元引受人（以下、「利用者の家族等」という。）の個人情報を厳正に取り扱います。

- 2 利用者・利用者の家族等は、施設管理者の許可なく、施設内外での写真・動画を撮影することについて、個人のプライバシーや肖像権を侵害する恐れがあるため、原則禁止とします。

（相談・苦情への対応）

第27条 利用者、利用者の家族等は、事業者が提供するサービス等に相談や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書に記載の苦情受付窓口に関合せ及び苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は社会福祉法人慈恵会 苦情対応マニュアルに基づき、すみやかに事実関係を調査するなど、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善及び向上に努めます。

- 2 事業者は、利用者、身元引受人等から相談及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者、利用者の家族等に対して不利益、差別的な扱いをしません。
- 3 事業者は、提供したサービスに関して、県及び市町村等からの質問・照会・文書の提供の求めに応じ、苦情に関する調査に協力します。なお、県及び市町村等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行います。

（契約に定めのない事項）

第28条 この契約書に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて利用者及び身元引受人との協議の上、誠意をもって解決するものとします。

本契約を証するため、利用者及び事業者は署名又は記名押印のうえ、本契約書を2通作成し、それぞれ1通ずつ保有します。

令和 年 月 日

《利用者》

私は、以上の契約内容について説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____ 印

《署名代行者》

下記の理由により、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

＜署名代行理由： _____＞

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話番号（ ） —

《身元引受人》

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話番号（ ） —

《後見人等》

私は、以上の契約につき説明を受け、後見人等の責任について理解しました。

住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者との関係 _____

電話番号 () -

《事業者》

当事業者は、利用者の申し込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地 〒505-0011
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井81-2

名 称 社会福祉法人 慈恵会
理事長 山 田 実 貴 人